

## 資料 2

### 農業女子プロジェクト 規約

	平成 25 年 11 月 6 日
一部改正	平成 25 年 12 月 25 日
一部改正	平成 26 年 10 月 22 日
一部改正	平成 27 年 10 月 27 日
一部改正	平成 28 年 11 月 4 日
一部改正	平成 30 年 11 月 16 日

#### (名称)

第 1 条 このプロジェクトは、「農業女子プロジェクト」と称する。

#### (目的)

第 2 条 本プロジェクトは、女性農業者と企業・教育機関と連携した様々な取組により、農業で活躍する女性の姿を社会全体に広く発信し、女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加に資することを目的とする。

#### (実施内容)

第 3 条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 農林水産省経営局就農・女性課（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する女性農業者（以下「農業女子メンバー」という。）と、農業女子メンバーとのコラボレーションに取り組む意向を持ち本プロジェクトに参画する企業、団体及び大学や高校などの教育機関（以下「参画企業等」という。）とを引き合わせ、第 7 条の個別プロジェクトの創出・実行や、第 8 条の「チーム“はぐくみ”」の取組を支援する。
- (2) 本プロジェクトを通じた農業女子メンバー及び参画企業等の活動に関し、事務局、農業女子メンバー及び参画企業等はそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。

#### (事業期区分)

第 4 条 本プロジェクトの事業期区分は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

#### (農業女子メンバー)

第 5 条 事務局は、別に定める「農業女子プロジェクトメンバー募集要領」に基づき、農業女子メンバーの募集及び登録を行う。

#### (参画企業等)

第 6 条 第 2 条の目的に賛同する参画企業等は、第 3 条の実施内容を踏まえ、事業期毎に自らが実施しようと考える活動（以下「個別プロジェクト」という。）について、基本計画書を作成し、事務局に提出する。ただし、教育機関が第 8 条に定める取り組みを行うにあたっては、この限りではない。

- 2 前項の基本計画書には、企画内容、達成イメージ、実施体制及び実施スケジュールを記載することとする。
- 3 事務局は、基本計画書の内容が適切なものと判断される場合には、当該企業又は団体を参画企業等として登録する。

(個別プロジェクト)

- 第7条 参画企業等は、前条に規定する基本計画書に基づき、個別プロジェクトの実施及び実現に努めることとする。
- 2 個別プロジェクトの実施に当たり、打合せ等を行う際に発生する交通費、宿泊費については、原則として参画企業等が負担する。ただし、当該個別プロジェクトに、農業女子メンバーに金銭的利益が生じる商品等の販売の取組や、農業女子メンバーの自己の能力の向上に資する研修等の取組が含まれる場合は、当該取組への参画に必要な費用については各農業女子メンバーが負担する。
  - 3 個別プロジェクトの実施に当たり、以下の事項については、必要に応じ、参画企業等と農業女子メンバーとの間で個別に取り決めることができる。
    - (1) 費用の支払いに係る事項
    - (2) 知的財産権の取り扱いに係る事項
    - (3) その他必要な事項
  - 4 個別プロジェクトにおいて開発された商品・サービス等から生じた利益については、当該個別プロジェクトを実施する参画企業等に帰属する。
  - 5 農業女子メンバーの個別プロジェクトへの参画は、農業女子メンバーの希望及び参画企業等の要望を考慮した上で、事務局が決定する。
  - 6 参画企業等は、個別プロジェクトの成果について、当該個別プロジェクトを開始した事業期内において発表する。ただし、個別プロジェクトの内容や進捗状況に応じて、次の事業期以降とすることができます。

(未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ”)

- 第8条 本プロジェクトにおいて、農業女子メンバー、大学や高校などの教育機関、事務局で組織する「チーム“はぐくみ”」により、未来の農業女子の育成に取り組むものとする。
- 2 前項の取組の実施に必要な事項については、別に定める「未来の農業女子育成 チーム“はぐくみ”実施要領」に基づくものとする。

(統一口ゴマーク)

- 第9条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、統一口ゴマークを設ける。
- 2 農業女子メンバー及び参画企業等は、第2条の目的を達するため、別に定める「農業女子プロジェクト」統一口ゴマーク利用に関する規程」に従い、関連商品への添付やイベントにおける掲示等、情報発信時において積極的に使用する。

(推進会議)

- 第10条 本プロジェクトに推進会議を置く。
- 2 推進会議の構成員は、農業女子メンバー、参画企業等及び事務局とする。

- 3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、学識経験者等の参加を求めることができる。
- 4 推進会議は、原則として1事業期に2回開催することとし、次の事項を取り扱う。
  - (1) 本プロジェクトの推進に係る情報交換
  - (2) 第7条の個別プロジェクトの実施状況等に係る情報交換
  - (3) 本プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成
  - (4) その他
- 5 推進会議の開催に要する費用は農林水産省が負担する。また、推進会議に出席するための旅費は、農業女子メンバーについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき農林水産省が支給することができる。参画企業等からの出席者の旅費については、当該参画企業等が負担する。
- 6 推進会議の庶務は、事務局が行う。

(サポートアーズ)

- 第11条 事務局は、本プロジェクトの応援等を行う意思を有する個人又は団体を農業女子サポートアーズとして位置付け、本プロジェクトの推進への協力を求めることができる。
- 2 農業女子サポートアーズの活動内容等については、別に定める「農業女子プロジェクトサポートアーズ運営要領」に基づくものとする。

(機密保持)

- 第12条 本プロジェクトの実施に当たり、個別プロジェクトに参画する構成員間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(個人情報の取扱)

- 第13条 事務局が入手した農業女子メンバー、参画企業等及び農業女子サポートアーズの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理する。事務局の業務に關係する地方出先機関である地方農政局等の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とする。
- 2 事務局は農業女子メンバーの了承を得た上で、参画企業等および第三者に農業女子メンバーの個人情報を提供することができる。

(規約の改正)

- 第14条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じて農業女子メンバー及び参画企業等に報告するものとする。

附 則

本規約は平成25年11月6日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成26年10月22日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。